

令和7年度 第1回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時：令和7年7月3日（木）10時00分～
- 場 所：行政特別東（行政特9）会議室（県庁10階）

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、只今から令和7年度第1回福岡県指定管理者選定委員会を開催いたします。開催に当たりましては、行政経営企画課長より一言申し上げます。

委員の皆様におかれましては、福岡県指定管理者選定委員会の委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。一年間どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日はお忙しい中、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年度の委員会では、太宰府病院をはじめ、10施設の指定管理者の選定につきまして、熱心にご議論をいただき、その結果を踏まえ、10施設すべてについて、議会の議決を経たところでございます。

本年4月から、9施設の指定管理業務が実施されており、残りの1施設、福岡武道館についても、本年12月より指定管理業務が開始される予定となっております。

本年度の委員会では、現在の指定期間が令和7年度までとなっております、福岡県障がい者リハビリテーションセンターをはじめとした4施設の指定管理者の選定につきまして、ご議論をいただきたいと考えております。

本日はこの4施設の概要等を説明させていただいた後、指定管理者の選定方式や指定期間、評価項目・評価基準などにつきましてご意見をいただきたいと思います。

本日は限られた時間となっておりますが、委員皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、委員の退任と、本年度から新たにご就任いただく方のご紹介をさせていただきます。

令和4年度から委員にご就任いただいたおりました、○○様が昨年度末で退任されたため、後任として○○委員に本年度からご就任いただいております。○○委員 一言ご挨拶をお願いいたします。

●委員

前任の○○委員とはお仕事をご一緒させていただいたこともございました。よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、ここからの進行は、行政経営企画課長が行います。

本日は第1回目の委員会となりますので、委員長が選任されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

まず、議事の公開について確認いたします。本委員会につきましては、これまでと同様、非公開での開催となります。委員会資料及び議事録は後日、県ホームページで公開することとしたいと

思います。

なお、委員会資料のうち、協議を行う上で重要かつ注意を要するようなものの公開につきましては、委員長にお諮りの上、判断をしたいと思います。

また、議事録につきましては、固有名詞は出さず、あらかじめ委員の皆様に、内容をご確認の上、公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●委員

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。次に委員長及び副委員長の選任についてですが、事務局からご提案させていただければと思います。昨年度、委員長を務められました○○委員に、委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

●委員

(異議なし)

【事務局】

異議がないようですので、○○委員ご就任いただけますでしょうか。

●委員

(異議なし)

【事務局】

ありがとうございます。昨年同様どうぞよろしくお願ひいたします。

また、平成29年度から委員を務められている○○委員に副委員長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

●委員

(異議なし)

【事務局】

異議がないようでございますので、○○委員に委員長、○○委員に副委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、○○委員は委員長席に、○○委員は副委員長席にお移りいただけますでしょうか。この後の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

●委員長

はい、委員長を務めさせていただきます、○○でございます。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。本日の議事は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、全体のスケジュールや選定方式等について事務局から説明を受けた後、各施設の募集要領等について協議を行うこととしたいと思います。まずは、事務局より、スケジュール、現地視察等について説明をお願いいたします。

【事務局】

(事務局から指定管理者選定施設、スケジュール、現地視察、指定管理者の選定方式、募集要領等について説明) (資料1～6)

●委員長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。より多くのご意見を頂くためにも、ご質問・ご答弁は出来る限り簡潔にお願いいたします。

●委員

資料1の公募と個別の区分についてですが、2～4のセンターの現指定管理者名を見ると、施設を作った際その受け皿として作られた組織かと思われますが、そのうち2施設が公募で、国際文化情報センターのみ個別であるという点について、その辺りの振り分けはどうなっているのでしょうか。

【事務局】

そもそも指定管理者制度導入の経緯そのものが民間事業者の活力を活用して、住民サービスを向上させようというものですから、本県におきましては、原則公募として進めてまいりました。飯塚研究開発センターにつきましても、全国広く見た際に、同様の施設であっても民間が管理運営しているところや、あるいは、既存の財団と民間が共同事業体を組んで一緒に参入している事例があつたことを踏まえ、そういう事例が見込めるのであれば公募にすべき、と判断した結果、公募となっております。

●委員

逆に国際文化情報センターが個別選定になっている理由としては、文化施設特有の事情がある、国の方でも議論している、という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。そういう事情により個別選定といたしております。

●委員

評価項目及び評価基準についてですが、労務管理が年々難しくなってきており、現状の内容で十分判断できるか懸念があります。施設運営に支障をきたさない最低限の労務管理ができているか、という点が求められるレベルであるという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

基本的には、委員がおっしゃられた点が担保できている必要がございます。昨年度までの委員会でのご指摘を踏まえ、それらの点を高く評価できるようにしているところでございます。

●委員

職員の体制や人員配置については、表現次第でどのようにでも説明できてしまうという懸念があります。実際に5年間、計画通りに運営できたか否かを、ここで評価できないため、判断に悩むところです。

【事務局】

労務管理についてですが、県におきましては、指定管理者の管理運営状況報告というものを毎年

度とりまとめています、これは、指定管理者の適正性を測るバロメーターを設定し評価を行うものです。労務管理全ての項目を羅列してチェックできているとまではいえないかもしませんが、モニタリングの中で評価をし、その結果については公表もしているところです。当然、労務管理について所管課からヒアリングを行い、改善をはかっているところでございます。

●委員

今回の4施設に県職員が出向している団体はありますか。

【事務局】

リハビリテーションセンター以外は、県職員が出向しています。

●委員

その3施設における指定管理者が変わった場合であっても、これらの団体への県職員の出向は続くのでしょうか。

【事務局】

団体の性質によって変わります。基本的には、その施設の管理業務のみ実施している団体が指定管理者を外れた場合には、業務がなくなるので、解散し、出向中の職員は県に戻ってくる、という大きな動きになります。一方で、指定管理業務以外の業務を実施している団体については、その事業を継続していきます。その際県職員の関与がどうあるべきかについては、改めて議論し決めていくということになるかと思われます。

●委員

建設技術情報センターについて質問です。資料5「3 施設の管理」に記載がある団体の収入部分について、施設使用料や試験手数料については県納付とありますが、これは団体の収入であるにもかかわらず、県に納付するお金なのでしょうか。

【県土整備企画課】

建設技術情報センターを所管する県土整備企画課でございます。施設使用料や試験手数料につきましては、センターがいったん徴収しまして、後日県に納付をします。これらについては、指定管理者の収入にはなりません。指定管理者の収入は、県から支払う委託料のみとなっております。

●委員

預り金のようなものになるのでしょうか。理解しました。

●委員

指定管理者を評価するにあたり、利用者からアンケートを取ることがあると思いますが、この4施設のうちアンケートをとらない施設があるのでしょうか。もしあればとらない理由も含めて教えていただきたいです。また、アンケートの取り方、時期やルール等があれば教えてください。

【事務局】

アンケートにつきましては、事業計画書の中にアンケートの実施を必ず提案させる、ということをしておりまますので4施設ともアンケートをとっております。アンケートの取り方については、各施設で工夫している等、各所管課で把握されているところがあればお答えをお願いいたします。

【文化振興課】

国際文化情報センターを所管しております、文化振興課でございます。国際文化情報センターにおいては、匠ギャラリーという伝統工芸品を展示しているところがございまして、こちらで企画展があるたびにアンケートを実施しているところです。

●委員

分かりました。アンケートについては、時期に関わらず普段から取っていただくことも検討いただけたらと思います。

●委員

アンケートは、県ではなく指定管理者が行うということでおろしいでしょうか。

【事務局】

そのとおりでございます。

●委員

そうであれば、指定管理者が変わるとアンケートの内容も変わる可能性があるということですね。そこで1点目の質問ですが、アンケートを経年的に実施することで当該施設の課題やニーズが明らかになる点については、行政において実施するべきではないでしょうか。また、2点目の質問が、事業計画書への記載についてです。アンケートを実施するだけでなく、その結果をどのように活用するかが重要であると考えます。そのため、事業計画書には、アンケートの活用方法まで含めた提案を記載するよう求めるべきではないでしょうか。

【事務局】

1点目のご質問については、先ほど申し上げましたとおり、県として管理運営状況報告を責任をもって実施しておりますので、ご指摘の点も含め、県が主体的に管理していくことになります。そのため、アンケート内容の適切性については、施設所管課にて管理を進めることになるかと思われます。2点目のご質問については、検討をさせていただきたいと思います。

●委員長

現指定管理者が退く場合についてですが、施設利用者にとっての事業者交代のリスクについて、県の方ではどのように考えていますか。

【事務局】

おっしゃられたとおり事業者交代というのはかなり大きな影響があります。県民サービスの質が低下することはあってはなりませんし、抱えていたノウハウや人材をどのように継承していくか、という点にも留意する必要があります。事業者変更のリスクを踏まえた対応につきましては、評価項目の中で、事業者が変わる際は従前よりサービスの質を落とさない工夫、業務引継の徹底、人員・ノウハウの引継ぎなど、そういった点を評価できるよう考えてきたところでございます。

●委員長

資料4「3 個別選定の理由について」において、国の指針が改定される可能性について記載されていますが、今後も原則公募という方向性は変わらないのでしょうか。

【事務局】

資料4に記載した、国の指針の改定につきましては、あくまで文化施設についての審議が、文化庁においてなされているという状況でございます。指定管理者制度を所管する総務省においては、そういった声も聞いている、というスタンスの段階で、具体的な動きなどはなされておりません。

●委員長

分かりました。もう1点伺いますが、国際文化情報センターの事業計画書の最後のページに「その他」という項目があつて、ここが独自性をアピールする項目であつて大事だと思いました。他の3施設にはこの項目がないけれど、公募の施設にこそ入れるべきではないでしょうか。ここを焦点化して事業者に書いてもらった方がいいのではないかでしょうか。

【事務局】

どのような記載とするかも含めて検討いたします。

●委員

飯塚研究開発センターの評価項目・評価基準のうち、事業遂行能力の項目について「どう考えているか」という表現になっていますが、これでは事業遂行能力が本当にあるのか、評価するのは難しいと考えました。考え方だけではなく、具体的な実績も併せて評価しなければ遂行能力の有無の判断は難しいので、そこを求める表現にした方がよいのではないかでしょうか。

【事務局】

事業遂行能力をはかるために、最適な表現を検討いたします。

●委員

今回3施設公募ということですが、この3施設は前回も公募だったのでしょうか。

【事務局】

これら3施設については前回も公募でございます。

●委員

その際に、現指定管理者以外に応募した団体はあったのでしょうか。

【事務局】

ございません。現指定管理者のみが応募をしている状況でございます。

●委員

競争原理や、より良いサービスの提供という点で公募にされているのでしょうかが、今回もまた現指定管理者のみということになれば、実質的に個別選定とニアリーになるという危惧があると思っております。そのため、前回の応募団体が現指定管理者のみであれば、他団体が応募したいと思えるインセンティブ等、付加的なものが必要ではないかと思うのですが、その点について県としてはどのようにお考えですか。

【事務局】

委員ご指摘の点はその通りでございます。全国的に見ましても、公募施設について、新規参入が年を経るごとに難しくなっているという実態がございます。これは、ノウハウや人的資本も含めて現指定管理者の優位性が高いという点がございます。先ほどインセンティブとおっしゃっていましたが、例えば、近年物価や人件費が高騰しております、さらにリスクを取りに行くというところが事業者にとって難しい状況が生じています。そこにつきまして、管理経費の支払いに関して、従前は過去の管理経費の平均額に固定して運用を行っていたところ、物価高騰等を踏まえて、そこに柔軟に対応できる制度改革を実施したところでございます。その影響がどこまで出るかという点については、まだ分からぬのですが、まずはそこを見ていきたいというところが1点でございます。そして、施設によっては、指定期間5年というのが、事業者が投資してそれを回収できるまでのスパンとして果たして適当なのか、という点がございます。一方で、長ければ長いほどいいかというとそうでもないというところもございます。今後文化審議会の議論も出てまいりますし、どういった点で、参入がより容易になるかという点については、長期的な課題として検討してまいりたいと考えております。

●委員

現指定管理者には優れている点がある一方で、利用者から「もっとサービスを頑張ってほしい」という声がありつつも、当該団体以外に選択肢がない状況では、いつまでたっても改善されない可能性があります。大切なのは、本委員会の評価やアンケート結果を、指定管理者が真摯に受け止め反映してもらうことだと思います。現状はぬるま湯状態に陥りやすい環境かと思いますが、利用者の声を反映させる仕組みをつくることで、実質的な個別選定になっている施設でも、一定以上のクオリティのサービスを継続的に提供できる体制を整えるべきです。これは長期的な課題になるかもしれません、県において具体的な検討をお願いできればという意見です。

【事務局】

県の内部での課題認識もございまして、現場では様々なご意見を頂いているということも耳に入っています。蛇足かもしれません、指定管理者が努力するためのインセンティブというところでは、今回一つ改善を行っておりまして、類似施設と施設の利用状況、稼働状況を比較して、より頑張っている施設については指定管理料を増額する、逆にもうちょっとかなという施設は減額する、といった制度を導入したところでございます。まずは、公の施設を使ってもらう事が指定管理者の使命というところもございまして、そこに着目してインセンティブを入れたところでございます。この点については今後どう動くかも含めて見させていただいて、委員のおっしゃる、ぬるま湯にならないというところとバランスを見ながら制度運用していきたいと思っております。

●委員長

事業者の強みが活かせる、かつ魅力が感じられるような仕組みになってくれば、もっと活性化してくるかなと思います。

では、活発なご議論ありがとうございました。事務局におかれでは、各委員の意見を尊重していただき、指定管理者の募集が適切に行われるようお願いします。

本日の委員会は、これにて閉会したいと思いますが、事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

●委員長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。お疲れ様でした。